

宮城働き方改革推進支援センター

専門家に無料で相談できます

お任せください

来所・電話相談



お任せください

メール相談



お任せください

訪問相談



お任せください

セミナー開催



- ✓ 賃金引上げの支援制度を知りたい
- ✓ 残業を減らす方法を知りたい
- ✓ 36協定の作り方を知りたい
- ✓ 同一労働・同一賃金を知りたい
- ✓ 就業規則を見直したい
- ✓ 業務効率化して生産性を向上したい
- ✓ 運送・建設業の2024年問題に対応したい
- ✓ 活用できる助成金について知りたい
- ✓ 人材確保の方法について知りたい

ワンストップ

無料相談

— HOP —

貴社現状
ヒアリング



— STEP —

改善に向けた
助言・提案



— JUMP —

取組状況の
フォローアップ



宮城働き方改革推進支援センター

電話・メール・来所で相談対応

センターへメール
miyagi@task-work.com



0120-978-600

FAX 022-397-9808



〒980-0014
仙台市青葉区本町1-11-2 SK仙台ビル5階
受付時間：9:00-18:00（平日）
お近くのコインパーキングをご利用下さい
※料金支払後に領収書をお持ち下さい

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
(厚生労働省 宮城労働局 委託事業)

専門家による無料出張相談 申込票

宮城働き方改革推進支援センター 宛 [✉miyagi@task-work.com](mailto:miyagi@task-work.com)

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
所在地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署 ・ 役職	/
電 話 事務所/携帯	() -	() -	
メールアドレス	@		
相談希望日時	(○月○日 午前、午後等の記載も可です。専門家と後日調整 <input type="checkbox"/> でも結構です)		
専門家を選定しますので日程の設定をお願いします (土・日も可)	第1希望	月 日/	時から
	第2希望	月 日/	時から
	<input type="checkbox"/> 専門家と後日調整		
相談内容 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務の効率化		
	<input type="checkbox"/> 給与体系・就業規則の見直し		
	<input type="checkbox"/> 時間外労働、36協定		
	<input type="checkbox"/> 人材不足対応(育成含む)		
	<input type="checkbox"/> パート、アルバイト、派遣社員の「同一労働同一賃金」		
	<input type="checkbox"/> 女性の活躍推進		
	<input type="checkbox"/> 外国人、高齢者の雇用		
	<input type="checkbox"/> 助成金全般		
	<input type="checkbox"/> ハラスメント対策		
	<input type="checkbox"/> 育児・介護休業制度の整備		
	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	特に相談したい内容をご記入ください。		

ご記入いただいた企業情報・個人情報は当センターが厳重に管理し、相談支援事業以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1-11-2 SKビル5階
☎0120-978-600 [✉miyagi@task-work.com](mailto:miyagi@task-work.com) ☎022-397-9808
宮城働き方改革推進支援センター



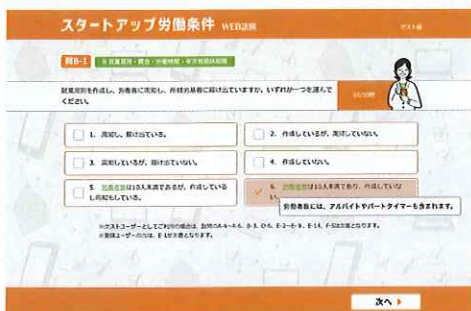
スタートアップ労働条件

働く人と事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

労働条件の悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」と統合し、働いている方と事業者・労務管理担当の方、それぞれの視点で役立つ情報を提供しています。

WEB診断

WEB Diagnosis



設問に答えて就労環境を診断！

36協定届等 作成支援ツール

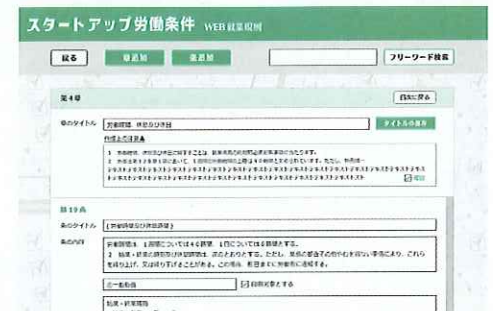
36 Agreement



そのまま出せる36協定届を作成！

就業規則 作成支援ツール

Labor regulations



そのまま出せる就業規則を作成！



スタートアップ労働条件

36 協定届作成支援ツールで
そのまま使える36協定届を作りませんか？

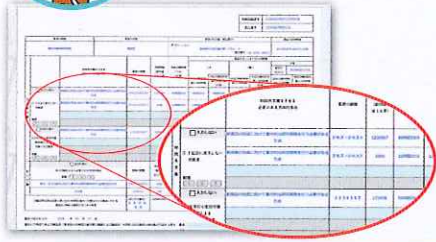
36協定届作成の流れ

時間外労働を行うには、サブロク(36) 協定届が必要です。
36 協定届を作成しようとしている事業者様、是非お役立てください。

※一年単位の変形労働時間制に関する書面(協定届、労使協定書、労働日等を定めたカレンダー)の作成支援ツールも同時公開中



STEP 1
データを入力



使いやすくりニューアル!

画面内の各項目に、労使で協定
する内容を入力していきます。

- ・労使は、36協定届の様式を用いて36協定を締結することができます。
- ・協定届様式を用いて協定する場合は、労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により締結してください。



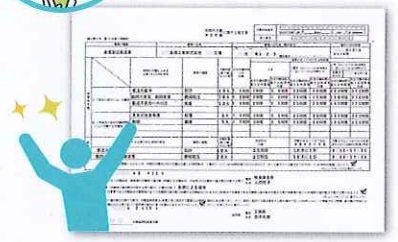
STEP 2
出力



実際の36協定届として出力
されます。



STEP 3
提出



管轄の労働基準監督署にその
まま届け出すことができます。

※2021年4月1日より、36協定届における使用者の押印
及び署名が不要となります。

スタートアップ労働条件

就業規則作成支援ツールで
そのまま使える就業規則を作りませんか？

就業規則作成の流れ

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し
所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。是非お役立てください。



STEP 1
データを入力



画面内の各項目に、タイトル
と内容を入力していきます。



STEP 2
出力



就業規則のPDFデータを出力
できます。



STEP 3
提出



管轄の労働基準署にそのまま
届け出すことができます。

- ・就業規則を作成し、又は変更する場合の所轄労働基準監督署長への届出については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を記し、その者の氏名を記載した書面(意見書)を添付してください。



労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は **電子申請** を利用しましょう!

届出・申請可能な主な手続

- **労働基準法に定められた届出** **51種類**
 時間外・休日労働に関する協定届 (36協定届)
 就業規則(変更)届出
 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- **最低賃金法に定められた申請** **9種類**
 最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

① e-Govからアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力

の2ステップで、届出・申請が可能になります!

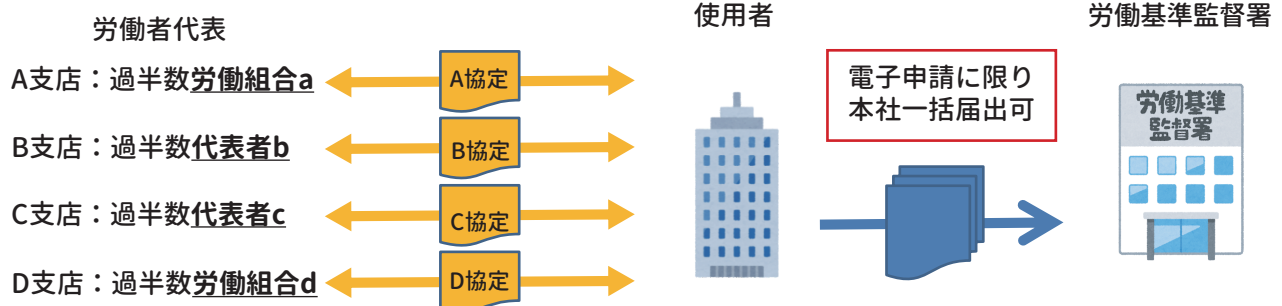


NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。

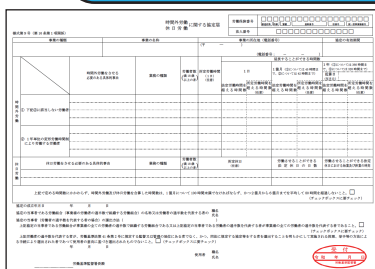
これまで、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。
 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます!



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
 について受付印を受け取ることができます。



電子申請 の利用方法・お問合せ先は **裏面** をご確認ください

電子申請の利用方法


「e-Gov(イーガブ)」のホームページから
電子申請が利用できます。
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

○ ホームページは



を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない

✓ Q. 操作方法がわからない

① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号 050-3786-2225 (通話料金のご利用の電話回線により異なります。)

■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで (土日祝日、年末年始は休止)

■Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい

② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>

「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」